

第九十一回 参議院災害対策特別委員会會議録第四号

昭和五十五年五月十四日(水曜日)
午前十時四十一分開会

委員の異動

四月二十五日

山崎 竜男君

補欠選任

坂野 重信君

五月十三日

柄谷 道一君

補欠選任

五月十四日

松本 英一君

案納 勝君

吉田忠三郎君

補欠選任

勝又 武一君

栗原 俊夫君

大森 昭君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

青木 新次君

坂元 親男君

村沢 牧君

原田 立君

梶木 又三君

金丸 三郎君

鈴木 正一君

田原 武雄君

大森 昭君

勝又 武一君

栗原 俊夫君

佐藤 昭夫君

木島 則夫君

山田 勇君

藤田 高敏君

衆議院議員

災害対策特別委員長

災害対策特別委員長代理理事 齊藤滋与史君

国務大臣

国務大臣 (国土庁長官) 園田 清充君

政府委員

国土庁長官官房 審議官 柴田 啓次君

事務局側

常任委員会専門員 森 一衛君

本日の会議に付した案件

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案(衆議院提出)

○御岳山の噴火に係る常時観測体制の整備等に関する請願(第五四五号外一件)

○米代川及び雄物川水系の水害に関する請願(第三七〇八号)

○継続調査要求に関する件

○閉会中の委員派遣の取り扱いに関する件

○委員長(青木新次君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月二十五日、山崎竜男君が委員を辞任され、その補欠として坂野重信君が選任されました。

また昨日、柄谷道一君が委員を辞任され、その補欠として木島則夫君が選任されました。

また本日、松本英一君、案納勝君、吉田忠三郎君が委員を辞任され、その補欠として勝又武一君、栗原俊夫君、大森昭君がそれぞれ選任されました。

○委員長(青木新次君) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。

藤田衆議院災害対策特別委員長。

○衆議院議員(藤田高敏君) ただいま議題となりました地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案につきまして、提案の趣旨とその概要について御説明申し上げます。

昨年八月、大規模地震対策特別措置法に基づき、静岡県全域を初め神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県及び愛知県の一部の区域、合わせて百七十市町村に東海地震の地震防災対策強化地域の指定が行われたところであります。

本案は、これら地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業の実施に関し、県及び市町村の財政負担の緩和を図ることにより地震防災対策を積極的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画の作成についてであります。

地震防災対策強化地域における関係都道府県知事は市町村長の意見を聞いた上、地震対策緊急整備事業の計画を作成し内閣総理大臣の承認を受けなければならぬことになっております。

なおこの場合、内閣総理大臣は承認するに当たっては関係行政機関の長と協議することとしております。

第二は、地震対策緊急整備事業計画の内容についてであります。

現在、政令で指定されている避難地、避難路、消防用施設等のはかに公的医療機関、社会福祉施設、公立の小中学校及び河川、海岸に係る津波対策施設、地すべり防止等の整備に関する事項で五

カ年で達成できる内容のものでなければならぬこととしております。

第三は、国の負担または補助の割合の特例についてであります。

地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、社会福祉施設、公立の小中学校の整備事業に要する経費については、国は負担割合の特例をもって補助するものとし、また地方公共団体が必要とする経費については、地方債の特例をもって、その財源とすることができるといたしております。

なお地方債のうち、自治大臣が指定した元利償還に要する経費については一定の割合で基準財政需要額に算入することとしております。

第四は、関係法律の一部改正として、地方交付税法、災害対策基本法及び国土庁設置法につきましてもそれぞれ所要の改正を行うこととしております。

なお、この法律は公布の日から施行し、昭和六十年三月三十一日限り、その効力を失うこととしております。

以上であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(青木新次君) これより質疑に入ります。

――別に御発言もなければこれより討論に入ります。

――別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案を議題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木新次君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決す

べきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木新次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(青木新次君) これより請願の審査を行います。

第五四五号御岳山の噴火に係る常時観測体制の整備等に関する請願外二件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において慎重に検討いたしました結果、第三七〇八号米代川及び雄物川水系の水害に関する請願は議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものとし、第五四五号御岳山の噴火に係る常時観測体制の整備等に関する請願外一件は保留とすることに意見が一致いたしました。

つきましては、理事会協議のとおり決定することと御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木新次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木新次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(青木新次君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

災害対策樹立に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木新次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木新次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(青木新次君) 次に、閉会中の委員派遣の取り扱いに関する件についてお諮りいたします。

本件につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木新次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十九分散会

五月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案(衆)

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、地震防災対策強化地域における地震防災対策の推進を図るため、地方公共団体その他の者が実施する地震対策緊急整備事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合

の特例その他国の財政上の特別措置について定めるものとする。

(地震対策緊急整備事業計画)

第二条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十二年法律第七十三号)第三条第一項の規定による地震防災対策強化地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、当該地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、地震対策緊急整備事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 前三項の規定は、地震対策緊急整備事業計画を変更する場合について準用する。

第三条 地震対策緊急整備事業計画は、次に掲げる施設等(第一号から第四号まで及び第七号から第十一号までに掲げる施設等にあつては、主務大臣の定める基準に適合するものに限る。)の整備に関する事項について定めるものとする。

一 避難地

二 避難路

三 消防用施設

四 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第三号の係留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。)又は漁港施設(漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第三条第一号イの外郭施設及び同号ロの係留施設に限る。)

五 大規模地震対策特別措置法第二条第十四号に規定する地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設

六 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第二号に規定する

石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地

七 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関のうち、地震防災上改築を要するもの

八 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

九 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

十 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設又は河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設

十一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号に規定する農業用排水施設であるため池で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

地震対策緊急整備事業計画は、五箇年で達成されるような内容のものでなければならない。

(地震対策緊急整備事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第四条 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業(以下「地震対策緊急整備事業」という。)のうち、別表第一に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

2

(地震対策緊急整備事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第四条 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業(以下「地震対策緊急整備事業」という。)のうち、別表第一に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

この場合において、これらの事業のうち、別表第二に掲げるもの（都道府県が実施するものを除く）に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合（以下「都道府県の負担割合」という。）は、同表に掲げる割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、同項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合又は都道府県の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

（地震対策緊急整備事業に係る地方債）
第五条 地震対策緊急整備事業で前条の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

（元利償還金の基準財政需要額への算入）
第六条 地震対策緊急整備事業で第四条の規定の適用を受けるものにつき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附則

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

経費の種類	測定単位	単位費用
地震対策緊急整備事業債償還費	地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 五〇〇〇〇〇銭

測定単位の算定の基礎

地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で地震	表示単位
	千円

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、昭和六十年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、地震対策緊急整備事業に係る国の負担金又は補助金のうち昭和六十年年度以降に繰り越されるものについては、第四条（別表第一及び別表第二を含む。以下次条において同じ。）の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

（適用）
第二条 第四条の規定は、昭和五十五年度分の事業として実施される地震対策緊急整備事業に係る国及び都道府県の負担金又は補助金から適用し、昭和五十四年度分の事業で翌年度に繰り越したものに係る国の負担金又は補助金については、なお従前の例による。

（地方交付税法の一部改正）
第三条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第十四条を附則第十五条とし、附則第十三条を附則第十四条とし、附則第十二条の次の一条を加える。
第十三条 当分の間、地方団体に對して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置
置に関する法律（昭和五十五年法律第 号）第六条の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金

（国土庁設置法の一部改正）
第六条 国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第四条第二十二号中「ミ」とし、「ユをメ」とし、キをユ」とし、サの次に次のように加える。
キ 地震対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第 号）
第五条第二項中「サ」を「キ」に、「メ」を「ミ」に改め、同条第七項中「キ及びユ」を「ユ及びメ」に改める。

（災害対策基本法の一部改正）
第五条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。
第四十一条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。
七 地震対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第 号）
第二条第一項に規定する地震対策緊急整備事業計画

別表第一（第四条関係）

事業	区分	国の負担割合
消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防施設及び政令で定めるその他の消防用施設の整備	三分の一	二分の一
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く）、虚弱児施設、肢体不自由児施設（通所施設を除く）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する肢体不自由者更生施設で、重度の肢体不自由者を収容するもの若しくは身体障害者療養施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十八条第一項に規定する精神薄弱者更生施設（通所施設を除く）、又は老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十四条第一項に規定する養護老人ホーム（主務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下別表第二において同じ。）若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築	三分の一	二分の一
公立の小学校又は中学校の校舎で、構造上危険な状態にあるものの改築	二分の一	二分の一
公立の小学校又は中学校の木造以外の校舎の補強で、主務大臣の定める	二分の一	二分の一（政令で

基準に適合するもの

定める基準に該当する地方公共団体の設置するものにあつては、三分の二

別表第二(第四条関係)

事業の区分	都道府県の負担割合
児童福祉法第七条に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)、虚弱児施設、肢体不自由児施設(通所施設を除く)、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する肢体不自由者更生施設で、重度の肢体不自由者を収容するもの若しくは身体障害者療養施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、精神薄弱者福祉法第十八条第一項に規定する精神薄弱者更生施設(通所施設を除く)又は老人福祉法第十四条第一項に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築	六分の一

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十五年度約三百億円の見込みである。

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

- 一、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案(衆)

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、米代川及び雄物川水系の水害に関する請願(第三七〇八号)

第三七〇八号 昭和五十五年五月十日受理

米代川及び雄物川水系の水害に関する請願
請願者 秋田市千秋城下町八ノ七 伊藤昭
二外六名

昭和五十五年五月二十九日印刷

紹介議員 立木 洋君

- 一、水害の情報の周知徹底に努めること。
- 二、米代川及び雄物川水系の河川改修を早期に完成すること。
- 三、改修に伴う用地買収、住家等の移転等については、関係者の希望を取り入れるように努力すること。
- 四、内水対策を強めること。

理由

昭和五十五年四月六日の降雨と雪解け水により、米代川及び雄物川水系が大洪水となり、昭和四十七年七月水害に次ぐ、秋田県内八十億円を上回る大被害をもたらした。河川の堤防及び道路の決壊、住家の床上、床下浸水、農地の流失及びごみ、雑物、抜根などの流入による被害などが続出している。しかも問題は、その大部分がかねてから水害防止対策を要望していた地帯における被害であり、予測された水害による度重なる惨事に関係住民は耐え難い不安を抱えている。同時にまた、両水系の関係自治体も、住民の生活と安全を守る対策と、災害復旧の経費で財政上も大きな困

難に直面している。災害の根本的な原因が、無堤及び水害無防備地帯の河川改修の遅れにあることは明白であり、したがって完成堤防を目指す河川改修の早期完成が強く望まれる。

第三号中正誤

ページ 段行 誤 正
七 四 末 議 費
五 四 二 かと、 かと。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局